

入 札 公 告（ 建 設 工 事 ）訂正公告

下記の案件について、公告内容を訂正する。

令和 8 年 7 月 7 日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊厚木航空基地隊
厚木経理隊長 新井 智則

入札公告日 : 令和 8 年 7 月 1 日

工 事 名 : 機械設備修繕／熱交換器（厚木）
（契約管理番号：G26-S26-2000311458-00）

訂正内容

2 競争参加資格（12）の次に下記の項目を追加する。

（13）情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

入 札 公 告（ 建 設 工 事 ）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和8年7月1日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊厚木航空基地隊
厚木経理隊長 新井 智則

1 工事概要

- (1) 工事名 機械設備修繕／熱交換器（厚木）
（契約管理番号：G26-S26-2000311458-00）
- (2) 工事場所 神奈川県綾瀬市無番地 海上自衛隊厚木航空基地内
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
厚木基地内における熱交換器の修繕
- (4) 工期 令和9年3月12日まで。
- (5) 本工事は、資料提出及び入札を紙入札方式で行う対象工事である。
- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (7) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC級以上であること。
- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した日本国内における工事のうち、管工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が防衛省発注機関の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5) の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 管工事において監理技術者又は主任技術者となりうる資格を有する者であること。

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5) に掲げる工事の経験を有する者であること。（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(11) 南関東防衛局の管轄区地域（神奈川県、静岡県、及び山梨県）及び北関東防衛局の管轄区地域（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県）に建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒252-1101 神奈川県綾瀬市

海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊契約班 担当：福元

TEL 0467-78-8611（内線：2447～2449）

FAX 0467-78-1048

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和8年7月1日から令和8年8月20日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時から午後4時45分まで。

イ 交付場所 海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊契約班

ウ 交付方法 手渡し又はFAX若しくは郵送

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年7月22日午後4時45分

イ 提出方法 (1) に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年8月20日午後4時45分

イ 提出方法 (1) に持参又は郵送等とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月21日午前11時00分

イ 場所 海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行厚木代理店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 海上自衛隊厚木航空基地隊）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約

の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3（1）に同じ。
- (10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2（2）に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は、入札説明書による。

送付先：海上自衛隊 厚木航空基地隊 厚木経理隊 契約班

(FAX：0467-78-1048)

仕様書等送付申込書

会 社 名	
会社等の担当者名	
申 込 年 月 日	年 月 日
件 名	機械設備修繕／熱交換器(厚木)
調 達 要 求 番 号	G26-S26-2000311458-00
会 社 等 の 連 絡 先	TEL : FAX :
添 付 書 類 (必 ず 添 付)	防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格 ※ 管工事

※ 要求案件ごとに作成すること。

特記仕様書

契約管理番号：G26-S26-2000311458-00

工事名：機械設備修繕／熱交換器（厚木）

工 期：契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

(以下、●印の項目を適用する。)

I 工事概要

建物概要及び工事種目

[illegible]

II 建築工事及び設備工事仕様

- 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）[令和7年3月改定]」（以下、「標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）[令和7年3月改定]」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築木造工事標準仕様書（平成31年版）」（以下、「木造標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）[令和7年3月改定]」（以下、「標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）[令和7年3月改定]」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）[令和7年3月改定]」（以下、「標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）[令和7年3月改定]」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
- 2 受注者は完成検査（中間検査を含む）の際には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。
- 3 本工事に関係する項目（「1 ○○○」と示す）を適用する。
特記事項で選択する部分については、以下のとおりとする。
 - 印の付いたものを適用する。
 - 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 - 印と※印が共に付いた場合は、◎印を適用する。
- 4 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 5 特記事項に記載の[]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 6 特記事項に記載の< >内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 7 ㊦印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年2月）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。（1.4.1）
ただし、災害等の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督官と協議するものとする。
- 8 標準仕様書、改修標準仕様書又は木造標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）の規定を優先する。

Ⅲ 改修一般共通事項

1 適用基準等

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準書式（令和7年版）〔令和7年3月改定〕」

○
○

2 工業実績情報の登録

(1.1.4) [1.1.4]

請負金額が500万円以上の工事については登録する。

登録期間：契約締結後（変更契約を含む）及び工事完成後10日以内とする。

登録先：（一財）日本建設情報総合センター

3 施工計画書及び施工図

施工計画書

(1.2.2) [1.2.2]

- 提出する ○ 提出しない

品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

施工図等

(1.2.3) [1.2.3]

- 提出する ○ 提出しない

施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

なお、施工図等の作成にあたっては、計画通知の副本等との確認を行うなどして作成するものとし、疑義が生じた場合は書面で監督官と協議する。

4 電気保安技術者

(1.3.2) [1.3.2]

- 適用する ● 適用しない

5 施工条件

(1.3.3) [1.3.3]

- 現場説明書による。

6 施工中の安全確保

標準仕様書(1.3.5)、(1.3.6)、(1.3.7)による。

改修標準仕様書[1.3.5]、[1.3.6]、[1.3.7]、[1.3.8]による。

工事中、各施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。また、第三者等に損害を与えた場合には、受注者の責任において補償すること。

受注者は、施工にあたり、次の措置を講ずること。

- (1) 仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工すること。特に、施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理の下で施工の安全を検討、確認の上、工事を行うこと。
- (2) 施工にあたっては、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底すること。

7 発生材の処理等

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という）その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達（平成14年5月30日））、「建設工事における再生資源の活用について（通知）」（平成28年4月1日 防整技第7405号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

産業廃棄物の処理等

- (1) 産業廃棄物の処理

- 適用する ○ 適用しない

受注者は、本工事により発生する産業廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に基づいて適正に処分する。

本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分は、以下のとおり見込んでいる。

項 目	廃油	廃プラスチック類	ガラス屑及び陶器器屑	建設廃材
	○ 防水アスファルト ○ 揮発油類 ○ 灯油及び軽油類除く	○ 廃合成樹脂建材 ○ 廃発泡スチロール等 ○ 梱包材 ○ 廃タイヤ ○ ポリスチレンフォーム保温材	○ ガラス屑 ○ タイル衛生陶器屑 ○ 耐火レンズ屑 ○ グラスウール保温材	○ コンクリート破片 ○ アスファルト ○ コンクリート破片 ○ レンガ破片、電柱 ● ロックウール保温材
運搬距離	k m	k m	k m	k m
受入れ時間帯				
受入れ費用	円/m3	円/m3	円/m3	円/m3
発生概数量	m3	m3	m3	m3
仮置き等の条件				
(マニフェスト)	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出

注記) 本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督官と協議する。

(2) 特別管理産業廃棄物の処分

○ 適用する ● 適用しない

項 目	廃石綿等 (飛散性アスベスト廃棄物)	CCA処理木材 (クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤)
運搬距離	k m	k m
受入れ時間帯		
受入れ費用	円/m3	円/m3
発生概数量	m3	m3
仮置き等の条件		
(マニフェスト)	監督官に提出	監督官に提出

(3) アスベスト撤去

ア 撤去作業員は保護服、防塵メガネ、防塵マスク、ゴム手袋等を着用し作業にあたる。

イ 作業周囲には防塵シート等を張り、アスベスト粉塵の飛散防止を図る。

ウ その他細部については以下を参照し実施する。

(ア) 既存建物の吹付アスベスト粉塵飛散防止処理技術指針・同解説（国土交通省住宅局建築指導課）

(イ) 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）

(ウ) 廃石綿等処理マニュアル（暫定）（平成17 年3 月、環境省大臣官房産廃物・リサイクル対策部）

分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法	
		手作業	手作業、機械作業併用（範囲）
○ 解体工事	○ 建築設備の取り外し	○	○（○ 図示 ○）
	○ 内装材等の取り外し	○	○（○ 図示 ○）
	○ 屋根ふき材の取り外し	○	○（○ 図示 ○）
	○ 外装材の取り外し	○	○（○ 図示 ○）
	○ 上部構造部分の取り壊し	○	○（○ 図示 ○）
	○ 基礎の取り壊し	○	○（○ 図示 ○）
	○ 基礎杭の取り壊し	○	○（○ 図示 ○）
	○ その他（ ）	○	○（○ 図示 ○）
○ 新設工事 ○ 増築工事 ○ 修繕 ○ 模様替	○ 造成等の工事	○	○（○ 図示 ○）
	○ 基礎の工事	○	○（○ 図示 ○）
	○ 基礎杭の工事	○	○（○ 図示 ○）
	○ 上部構造部分の工事	○	○（○ 図示 ○）
	○ 外装の工事	○	○（○ 図示 ○）
	○ 屋根の工事	○	○（○ 図示 ○）
	○ 建築設備工事	○	○（○ 図示 ○）
	○ 内装等の工事	○	○（○ 図示 ○）
	○ その他（ ）	○	○（○ 図示 ○）

特定建設資材廃棄物の再資源化に係る処分

特定建設資材 廃棄物の種別	現場から受入場所 までの運搬距離	受入場所での 受入時間帯	受入費用	発生概数量
☐ コンクリート				
☐ コンクリート及び鉄 からなる建設資材				
☐ 木材				
☐ アスファルト・コンクリート				
☐ 発生日				

特定建設資材廃棄物以外の産業廃棄物の処分

特定建設資材 廃棄物以外の種別	現場から受入場所 までの運搬距離	受入場所での 受入時間帯	受入費用	発生概数量
☐				
☐				
☐				
☐				

☐ 仮置き等の条件（ 廃材等の置場は官側と調整する。 ）

再生資材の利用

資 材 名	規 格	使 用 区 分
☐ 再生加熱アスファルト混合物	骨材最大寸法 13mm	道路及び駐車場の表層
☐ 再生クラッシャーラン	RC-40～0	下層路盤・構造物の基礎等
☐ 再生粒度調整砕石	Rm-30～0	上層路盤
☐		

☐ 提出書類等

「建設リサイクル法」第12条に基づく計画書及び再資源化等を予定している施設の許可証の写しを建築課長あてに提出し、説明を行う。

- (1) 解体工事においては、解体する建築物等の構造
- (2) 新設工事等においては、使用する特定建設資材の種類
- (3) 工事着手の時期及び工程の概要
- (4) 分別解体等の計画
- (5) 解体する建築物等に用いられた建設資材量の見込み

「建設リサイクル法」第13条に基づく契約書記載事項の協議を行う。

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 再資源化等に要する費用

「建設リサイクル法」第18条に基づく報告書を監督官に提出し、報告を行う。

- (1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の再資源化に要した費用

マニフェストの写しを監督官へ提出する。

建設リサイクル法及び関係法令に係る規模以上の解体、新築、改修等工事である場合、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画について、施工計画書に記載する。

変更に係る協議

本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記の条件によりがたい場合は、監督官と協議する。

現場において再利用するもの（ ） (1.3.9) [1.3.9]

特別管理産業廃棄物（ ☐ 廃石綿 ☐ PCB含有物 ☐ ） (1.3.9) [1.3.9]

引き渡しを要する発生日（ ☐ 金属類 ☐ PCB含有物 ☐ ） (1.3.9) [1.3.9]

せっこうボードの処理方法 (1.3.9) [1.3.9]

石綿含有せっこうボード ☐ 改修標準仕様書9.1.5による

☐ ひ素・カドミウム含有せっこうボード ☐ 製造業者に回収を委託 ☐ 管理型最終処分場で埋立処分

☐ 上記以外のせっこうボード ☐ 最終処分 ☐ 再資源化

8 環境への配慮

(1.4.1) [1.4.1]

(1) 環境物品等の調達

受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

(2) 「グリーン購入法」に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

(3) 化学物質を放散させる建築材料等

本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると、共に次のア～エを満たすものとする。

ア 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材及び壁紙は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

イ 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

ウ 接着剤は可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。

エ アの材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。

※1 ホルムアルデヒドを放散しないものとは、JIS及びJASのF☆☆☆☆表示材料をいう。

※2 ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは、JIS及びJASのF☆☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）をいい、原則としてF☆☆☆☆表示建築材料を使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、F☆☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）を使用するものとする。

9 材料の品質等

(1.4.2) [1.4.2]

本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとする。

（１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

（２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

（３）安定的な供給が可能であること。

（４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

（５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

（６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督官に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りでない。

また、設計図書に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督官の承諾を受けること。

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督官に提出する。

10 材料の検査等

(1.4.4) [1.4.5]

● 監督官が指定したもの

○ 検査を行うもの（ ○ 杭材 ○ コンクリート ○ 鉄筋 ○ 鉄骨 ○ _____ ）

11 石綿含有建材の調査

事前調査

調査項目 ● 設計図書

調査範囲 ○ 図示 ● 施工場所

既存の石綿含有建材の分析結果 ○ 貸与する ● なし

調査方法 ○ 図示 ○ 目視 ● 既存の設計図書

（１）大気汚染防止法に基づき、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認する。

- (2) 調査結果を監督官へ書面で提出し、説明を行う。
 (3) 調査結果を関係法令に基づき、官公署へ報告する。
 (4) 調査結果の概要を見やすい場所に掲示する。
 (5) 分析調査を行う必要がある場合は、監督官と協議する。
 調査報告書の部数 (● 1部 ○ 部)
 事前調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督官と協議する。

分析調査

● 分析する ○ 分析しない

分析対象 アクリライト、アモライト、アソファイライト、クリソライト、クソライト及びトリモライト

分析方法 「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日 基発第0821002号、
 最終改正 令和3年12月22日 基発第122217号)に基づき、定性分析又は定量分析を行う。

材料名及び分析試料数

対象施設名	材料名	定性分析	定量分析
建物 1	保温材	・ (試料数:)	・ (試料数:)
		・ (試料数:)	・ (試料数:)
		・ (試料数:)	・ (試料数:)

1 試料あたり 3 サンプルを採取する。

調査結果書の部数 (● 1部 ○ 部)

分析調査の結果、石綿含有が認められた場合は、監督官と協議する。

12 施工調査

施工計画調査

[1.5.2]

調査項目 ● 設計図書

調査範囲 ○ 図示 ● 施工場所

調査方法 ○ 図示 ● 目視

施工数量調査

[1.5.2]

調査項目 ● 配管工事 ● 配管付属品 ● 弁装置類 ● 空気調和設備工事 ○

調査範囲 ○ 図示 ● 施工場所

調査方法 ○ 図示 ○ 目視、テストハンマーによる打診等 ● 目視

(1) コンクリート打放し外壁の場合

ア ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

イ コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。

ウ ア及びイの結果を記録し、監督官に提出する。

(2) モルタル塗り仕上げ外壁及びタイル張り仕上げ外壁の場合

ア 浮き部分を壁面に表示する。また、欠損部の形状寸法等を調査する。

イ ア以外は、(1)による。

(3) 塗り仕上げ外壁の場合

ア 仕上塗材等の劣化部分、はく離部分等を壁面に表示する。

イ 既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

ウ ア及びイ以外は、(1)又は(2)による。

調査報告書の部数 (○ 2部 ● 1部)

施工調査を行った数量が設計図書に明示された数量と異なる場合は、監督官と協議する。

また数量は後日精算する。

既存部分の破壊を行った場合は、破壊以前の状態に復し、補修方法は図示による。

13 技能士

(1) 建築改修工事

○ 適用する ● 適用しない

(1.5.2) [1.6.2]

工事種目	技能検定職種	技能検定の作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業、ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業、セメント系防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業、FRP防水工事作業 改質アスファルトシート工法防水工事作業
	建築板金	内外装板金作業
	スレート施工	スレート工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
内装改修工事	建築大工	大工工事作業
	内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業、プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業、フローリング仕上げ工事作業 木質系床仕上げ工事作業
	建築板金	内外装板金作業
	表装	壁装作業
内装改修工事	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
環境配慮改修工事	配管	建築配管作業

(2) 設備工事

○ 適用する ● 適用しない

(1.5.2) [1.6.2]

作業内容	適用技能士
配管工事の施工	1 級配管技能士 (○ 適用する ○ 適用しない)
熱絶縁工事の施工	1 級熱絶縁施工技能士 (○ 適用する ○ 適用しない)
冷凍・冷却及び空気調和機器の据付及び整備	1 級冷凍空気調和機器技能士 (○ 適用する ○ 適用しない)
ダクトの施工	1 級建築板金技能士 (○ 適用する ○ 適用しない)

14 化学物質の濃度測定

(1.5.10) [1.6.11]

○ 測定する ㊦ 測定しない

測定方法

○ パッシブサンプリング（パッシブ法、拡散方式）

○ ポンプサンプリング（アクティブ法、吸引方式）

(1) 化学物質の濃度測定実施方法

ア 測定対象物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを対象とする。

イ 測定

(ア) 測定確認濃度は厚生労働省の指針値（以下「指針値」という。）以下とする。

(イ) 測定結果が指針値を超えた場合は、発生源を特定し、対処法を監督官に報告後対応する。

(ウ) 対処方法を講じた後、再測定を行い指針値以下の濃度を確認する。

(エ) (イ)の対処方法を講じる範囲は、測定を実施した室以外も全て行うものとする。

(オ) 濃度測定は、測定対象化学物質全てを同時に測定する。

(カ) 中央式空気調和設備等のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備試運転終了後、設備の稼働した状態で測定する。

(キ) 局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

(ク) 測定する際は、空気の吹き出し口をさける。

厚生労働省の指針値

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値 (25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08 ppm (100 μg/m ³)
トルエン	0.07 ppm (260 μg/m ³)
キシレン	0.20 ppm (870 μg/m ³)
エチルベンゼン	0.88 ppm (3,800 μg/m ³)
スチレン	0.05 ppm (220 μg/m ³)

ウ 測定方法

(ア) 30分間換気

測定対象室の全ての窓及び扉（造付家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し30分間換気する。

(イ) 5時間閉鎖

(ア)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造付家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

(ウ) 測定

パッシブ型の採取機器を使用して測定を行う場合は次のa～dによる。

a (イ)の状態のままで測定する。（その他の開口部を開放する場合は監督官の指示による）

b 測定時間は、原則24時間とする。

c 測定位置は「(2) 測定 ㉔」の位置をさけ、対象室の中央付近のFLから1.2～1.5mの高さで測定を行う。

d 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

注) 1：㉔㉔㉔において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

2：測定位置を特定する際、三脚の使用や天井からの吊下げ等の方法が考えられるが、合板やパーティクルボードなどの木質系建材を架台等に使用することは、その放散の影響を受けることが想定されるため使用しないものとする。

エ 測定対象室及び測定箇所数

測定対象施設名	測定対象室名	測定対象室面積・測定箇所数	測定対象室数
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室

15 技術検査

(1.6.2) [1.7.2]

- (1) 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律等に規定する中間技術検査の対象工事と
○ する。 ● しない。
- (2) 中間技術検査は、原則として、次に示す施工段階において、() 回実施するものとする。

対 象 建 物 等	実 施 時 期
○	○ 基礎埋戻し前
○	○ 配筋完了時（コンクリート打設前）
○	○ 躯体完了時
○	○ 鉄骨建方完了時
○	○ 内装仕上げ前
○	○ 機器設置時

- (3) 中間技術検査の検査日は、監督官と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (4) 受注者は、発注者が中間技術検査において確認した部位であっても、その後、監督官又は
完成検査官から、是正等の指示があった場合においては、その指示に従うものとする。

16 完成図等

● 作成する ○ 作成しない (1.7.1~2) [1.8.1~2]

完成図（原図サイズ： ） (1.7.2) [1.8.2]

完成図の種類及び記入内容 (1.7.2) [1.8.2]

○ 完成図は、原設計図に設計変更及び工事打合せ簿による変更を含めた内容で作成する。
ただし、設計・施工一括発注方式による部分は、発注者の承認を受けた設計図を原設計
図として完成図を作成する。

○ 標準仕様書 表1.7.1 による。

● 改修標準仕様書 表1.8.1 による。

○

完成図の様式 (1.7.2) [1.8.2]

○ 改修標準仕様書1.8.2(b)(1)による ● 様式適宜

CADデータの貸与 ○ 貸与する ● 貸与なし

完成図CADデータ ○ 提出する ● 提出しない

ファイル形式 ○ DXF ○ JWW ○

電子記憶媒体 ○ CD-R ○

(1) 施工図及び施工計画書の提出について (1.7.2) [1.8.2]

ア 施工図及び施工計画書として、次のものを提出する。

鉄筋配筋図（納まり図含む）、コンクリート躯体図、鉄骨製作図、建具製作図その他、監
督官が必要と判断するもの

イ 本工事に係る施工図の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲す
るものとする。

ウ 提出部数は、施工図の原図及びその陽画複写図（1部）とする。ただし、製作図で原図
として提出が出来ないものは、原図に代わるものとしてよい。

(2) 共通費等実態調査表の作成（ ○ 作成する ● 作成しない）

本工事は、通信工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切
に反映することを目的とした、共通費等実態調査の対象工事であり、受注者は、調査表を作
成し、工事完成後速やかに監督官へ提出すること。

なお、調査表は監督官から配布するものとする。

(3) 見積書の提出（ ○ 提出する ● 提出しない）

本工事は見積活用方式の試行工事であり、実績価格調査の対象工事とする。

なお、本調査に際しては、別途監督官が指示する調査要領等に基づき、実績価格調査表の
作成を行い、工事完成までに監督官に提出するものとする。

17 保全に関する資料

(1.7.3) [1.8.3]

提出部数 ○ 各2部 ○ 部

18 特別な材料の工法

改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の施工方法については、材料
製造所の指定する工法とする。

19 木材利用の促進

「公共建築物等における木材の利用の推進に関する法律（平成22年法律第36号）」第7条第2項第4号及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）」第4の規定に基づき定められた「防衛省が整備する建築物における木材の利用の促進のための計画（防経施第5097号。平成23年4月22日）」を踏まえ、木材利用（仕上げ材、下地材等）の促進等に有効な提案がある場合は、監督官と採用について協議できるものとする。

20 排出ガス対策型建設機械 ⑥

本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18年3月17日国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、別途監督官と協議するものとする。

機種	バックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルドーザ、発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン
備考	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。

21 低騒音型 ⑥・低振動型建設機械

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号）に基づく低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。

ただし、低騒音型・低振動型建設機械を使用できない場合は、別途監督官と協議するものとする。

22 設備工事との取り扱い

工事区分			建築	設備
開口部及び貫通部	S、SRC造 梁の貫通部	補強及びスリーブ	・	・
		補強	・	・
	RC造 梁の貫通部	スリーブ	・	・
		スリーブ150mm以上の補強	・	・
		補強	・	・
	RC造 床及び壁の貫通部	スリーブ	・	・
		スリーブ150mm以上の補強	・	・
		型枠	・	・
	デッキプレートの貫通部	補強	・	・
		切り込み	・	・
	軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部	補強	・	・
		補強を要する切り込み	・	・
		補強を要しない切り込み	・	・
改修工事におけるはつり補修	穴埋め補修	・	・	
	墨出し	・	・	
改修工事におけるはつり補修	配管等の貫通部の穴あけ	・	・	
	角型穴明け補修	・	・	
機器の基礎	床はつり補修	・	・	
	屋内配置	・	・	
	屋上配置（架台、アンカーボルト除く）	・	・	
	屋外設置（架台、アンカーボルト除く）	・	・	
	架台、アンカーボルト	・	・	
特記した基礎		・	・	
外部取付ガラリ（ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む）			・	・
換気扇の取付枠			・	・
床下水槽のマンホール蓋			・	・

流し台（排水トラップ）	・	・
湯沸室の排気フード	・	・
床、点検口	・	・
設備機器等の天井点検口	・	・
オイルサービスタンクの防油堤	・	・
駆動装置が電動の建具類の二次配線及び操作スイッチ	・	・
自動閉鎖装置取付箇所の切り込み補強	・	・
	・	・

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督官の承諾を受ける。

23 工事写真

次のものを監督官に提出する。

分類	規格	部数	備考
着工前	サービス版 (89×127 mm)	各 1 部 アルバム 張付け	以下をアルバム共提出する。 ○ ネガ ○ 電子記憶媒体（○ CD-R ○ _____） ファイル形式及び提出部数等は監督官と協議する。
工事中	(カラー)		
完成時	外部 四つ切り (254×305 mm) 内部 キャビネ版 (120×165 mm) (カラー)		

国土交通省大臣官房営繕部の「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）」を参考に整理する。

24 設計図の製本等

契約時及び設計変更契約時に、下記の設計図を監督官に提出する。

設計図	製本	部数
○ 設計図	○ A-4 折り製本	部
	○ 二つ折り製本	部
	○ A-4 折り（バラ）	部
○ 設計図の縮小版	○ A-3 版第二原図	部
	○ A-4 版製本	部
	○ A-4 折り	部
		部

25 火災保険等

加入し、証券の写しを監督官に提出する。

26 国有財産に関する資料

○ 作成する ● 作成しない

財産図の様式

原図 ○ ケミカル和紙 1 部 ○ _____

青焼 ○ 1 部 ○ _____ 部

内容 案内図、配置図、平面図、内外仕上表、その他監督官との協議による。

財産図は、工事完成検査時まで提出するものとする。

27 低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

ア 予算決算及び会計令（昭和22 年勅令第165 号。以下「予決令」という。）第85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は建築課長の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。

イ アの書類の提出に際して、その内容のヒアリングを建築課長から求められたときは、受注者の責任者はこれに応じなければならない。

28 入門手続等

(1) 受注者は、基地等の中で工事を行う場合、基地等への立入り及び基地等内での行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路等）は、当該基地等の規則（部隊諸規則）及び基地等関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立ち入りを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。

(2) 基地等への立入りに際しては、基地等所定の許可証が必要であり、この許可証の取得に要する期間は所定の手続終了後概ね（1 週間）要する。

(3) 臨時及び短期の立入りについては、基地等の規定に基づき所定の手続きを行えば可能である。

(4) 基地等内工事用車両の通行ルート of 安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート及び工事施工場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉塵が発生しないように清掃しなければならない。

29 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督官に通報するとともに、監督官が指示する工事事故報告書を指示する期日までに、監督官に提出しなければならない。

30 工事関係書類の適正な管理

工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

31 電子納品

☐ 実施する ☒ 実施しない

電子納品とは、図面及び施工計画書等各種資料を電子的手段によって作成し、電子データの最終成果を電子媒体に格納する納品をいう。

なお、成果物は「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書（案）について（通知）」（平成27年10月1日防整施第17541号）による電子データを2セット提出するものとする。

32 建築基準法に基づき定められた区分等

（風圧力）（施行令第82条の4）

基準風速（ V_0 ）＝ m/s

地表面粗度区分＝ ☐ I ☐ II ☐ III ☐ IV

建物名称	風圧力の割増の有無（係数）
	☐ 有り（ ） ☐ 無し
	☐ 有り（ ） ☐ 無し
	☐ 有り（ ） ☐ 無し

（積雪荷重）

積雪区分 平成12年建設省告示第1455号別表（ ）

建物名称	積雪荷重（N/m ² ）

33 六価クロム溶出試験

☐ 行う ☒ 行わない

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果が環境省基準（0.05 ppm）を越えないことを確認し、試験結果（計量証明書）を提出する。

なお、試験方法は、国土交通省が定める「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は監督官と協議する。

工 種	工 法	配合設計段階検体数

34 難工事の指定

☐ 適用する ☒ 適用しない

本工事は、難工事に指定された工事である。

難工事とは、山間僻地または施工の条件が困難な工事である。

35 関係官公署との手続き

☐ 適用する ☒ 適用しない

本工事にける危険物施設の変更許可申請等の手続き（費用含む）は、本工事の負担とする。

36 住宅瑕疵担保責任の履行の確保等

○ 対象工事 ● 対象外工事

・ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）本法律に基づき必要な資力確保措置を行ったことを証明する書面を監督官に提出する。

（対象建物： ）

・ 関連する設備工事が発注される。

保険に加入する場合は、設備工事を連名とする。

本法律に基づき必要な資力確保措置のための費用については、本工事の負担とする。

・ 工事完了に当たっては、関連する工事に保険を引き継ぐものとする。

37 工事の一時中止に係る計画書の作成

（1）契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の維持・管理に関する計画書（以下「現場管理計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、現場管理計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。

（2）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

38 工事監理業務

別途委託契約する工事監理業務の有無 ○ 有り ● 無し

（1）本工事は、工事監理業務を監督官が通知する建設コンサルタント等に別途委託契約しており、その業務の内容は、事業監理業務委託契約書及び事業監理業務委託共通仕様書に示しておりである。

（2）受注者は、設計図書において規定される監督官への報告、承諾書は、特別な場合を除き、工事監理業務を行う建設コンサルタント等の管理技術者等を経由して行うものとする。

39 施工確認等

本工事における施工確認は、次に基づき行うものとする。

（1）受注者は、施工確認、監督官の立会いに必要となる調査及び出来形等算出の作業、品質等の確認を行い、その結果を整理し、監督官に提出しなければならない。

（2）受注者は、不可視部分となる工事の調査が出来るよう監督官に十分な機会を提供するものとする。

（3）施工確認及び立会いは、監督官または工事監理業務を行う建設コンサルタント等の管理技術者等が行うものとする。

40 工事連絡会議

工事連絡会議の設置 ○ 設置する ● 設置しない

（1）本工事は、施工段階で発生が予測される様々な課題、施工に係る新たな技術提案等に対処するため、発注者・受注者及び本工事に係るコンサルタントが（工事着手前及び必要に応じ）一堂に会して情報共有や意見交換等を行い、処置方法を決定することにより、工事の適正かつ円滑な実施の確保と品質確保の促進等に資することを目的とした「工事連絡会議」（以下「会議」という。）の設置対象工事である。

（2）会議は、受注者が発注者に対して施工計画書を提出する前に開催することから、現地確認等の完了後、速やかに連絡・確認事項等の整理を行うとともに、受注者は発注者に対して会議の開催要請を行うものとする。

また、工事施工中に問題等が発生した場合にも発注者と協議のうえ開催することができる。

（3）受注者として会議に出席する者は、現場代理人及び監理技術者（又は主任技術者）を標準とする。

（4）会議においては、工事の規模・難易度等を考慮し、より詳細な設計内容・条件等を連絡する必要があることから、対象となる工事の設計業務受注者を参加させるものとし、当該設計業務受注者が会議に参加するための費用（管理技術者1人/回/___回、担当技術者（担当1人/回/___回、___担当1人/回/___回））については、本工事に見込むものとする。

（5）会議の開催場所は 防衛局（又は 工事監督官事務所）とする。

注）（4）は工事内容に応じて、設計業務受注者を参加させる場合に追記【発注時に削除】

41 迅速対応指針

- (1) この工事は「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」を実施する。
「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- (2) 問題が発生した場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。
- (3) 受注者は計画工程を作成すること。作成にあたっては関連工事や本工事の進捗状況等を把握できる内容とし、事前に監督官と協議を行うこと。
- (4) 受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。

42 工事現場管理

- (1) 施工体制台帳等の適正な整備について
 - ア 受注者は、建設業法24 条7 に該当する工事については、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請共）を工事現場に備えると共に監督官に提出する。
なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
 - イ 建設業退職金共済制度については、購入状況の分かる書類の写しを添付する。
また、購入の必要がない場合は理由書を添付すること。
 - ウ 労災保険・労働保険・組立保険・公共工事履行保証保険書等の加入状況が分かる書類の写しを添付すること。
 - エ 施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を添付すること。
- (2) 主任技術者等
 - ア 建設業の許可を受けている建設業者は、請負代金額の大小にかかわらず必ず現場に主任技術者を置かなければならない。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請金額の合計金額が3, 000万円以上となる場合には特定建設業の許可が必要になると共に、主任技術者に代えて「監理技術者（資格者証及び講習修了証を有するもの）」を置かなければならない。
 - イ 主任技術者等は、工事現場に専念するものとする。ただし、請負代金が2, 500万円未満の工事の場合は、工事現場への専任は要しない。
 - ウ 本件の主任技術者等は「 工事」と同一として良い。
- (3) 工事現場の管理で特に必要な事項
 - ア 受注者は、施工にあたり、次の措置を講ずるものとする。
 - (7) 施工に先立ち作成する施工計画書には、本工事の内容に応じた安全策や防災訓練等の具体的な計画を記載し、監督官に提出しなければならない。
 - (4) 本工事の施工に際し、現場に即した安全策や防災訓練等について工事着工後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当てて、以下の項目から実施内容を選択し安全策や防災訓練等を実施するものとする。
 - a 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - b 本工事内容の周知徹底
 - c 本工事における災害対策訓練
 - d 本工事現場で予想される事故対策
 - e その他、安全策や防災訓練等に必要な事項
 - イ 工事の安全に際しては、次の事項に十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止の為の措置を講ずるとともに、機会ある毎に作業員に対しても注意を喚起し、また、作業の工程毎に安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底するものとする。
 - (7) 施工計画の作成にあたっては、仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工するものとする。
特に、施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理のもとで施工の安全を検討、確認の上、施工するものとする。
 - (4) 施工にあたっては、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに作業員等に対して、安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。
 - (9) 停電作業を行う場合において、主任技術者等は復電時の検電、検相、電圧等の最終確認を行わなければならない。
 - (5) 火気の使用や溶接作業を行う場合は、標準仕様書の当該事項によるほか、次による。
 - a 火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用する場所には燃料容器を置いてはならない。
 - b 内燃機関を有する建設用機械は室内では原則として使用しない。やむを得ず使用する場合は、上記(7))及び労働安全衛生規則第578条を厳守すること。

43 公務員宿舎の外壁改修工事の施工計画

○ 適用する ● 適用しない

入居中の宿舎の外壁改修工事に当たっては、入居者への環境配慮の一環として、南面若しくは北面いずれか一方の開口部が改修工事中に必ず開放可能となるよう、施工計画を行う。

なお、片面開放期間中については、工事作業足場は設置しないものとする。

44 技術提案の履行の確認

○ 受注者は、入札時に提示した技術提案（工事全般の施工計画、技術提案、地元企業を下請に採用する予定状況及び簡易な施工計画をいう。）を監督官が指示する書式（総合評価計画書）に整理し、監督官に提出するとともにその内容及び実施方法等について説明を行うものとする。

また、受注者は、総合評価計画書に基づき、実際に実施した内容を監督官が指示する書式（総合評価実施報告書・確認表）に整理し、それぞれの技術提案の完了毎に監督官に提出するとともに技術提案の履行について確認を受けるものとする。

● 実施しない

45 調査及び詳細図等の作成

○ 実施する ● 実施しない

（１）調査及び詳細図等の作成は「詳細図等作成特記仕様書」及び「詳細図等作成共通仕様書」により実施する。

（２）設計図面のうち、類似図面（「類似」と表記されたもの）は参考図であり、積算は数量表による。

（３）工事目的物の直接的な着手は、施工に必要な詳細図及び数量調書（以下「詳細図等」という）の作成に必要な最小限の測量、土質調査等（以下「調査」という）の成果、並びに詳細図等を提出し、承認を得た後とする。

（４）詳細図等の作成は、原則として当省の測量・建設コンサルタント等の競争参加資格者かつ級別の格付を受けているものに委託するものとする。

（５）受注者は、施工前及び施工中において、契約書第１９条第１項第１号から第５号に係る設計図書の確認を行い該当する事項がある場合は、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めることとする。

また、受注者は、監督官から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合には従わなければならない。

46 その他

（１）本工事の施工及び手続きに関しては、建設工事請負契約書による。

（２）本工事は、本仕様書及び監督官の指示に従い施工するほか、国土交通省監修公共建築（改修）工事標準仕様書をはじめ、官公署等の関係諸法規等に遵守して施工すること。

（３）受注者は、本工事全般において守秘義務を負うものとし、知り得た官有施設及び装備品等に関する一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

（４）本仕様書及び工事において疑義が生じたとき、または仕様書等に記載なき大きな不具合箇所を発見したときは、速やかに官側に連絡し、その指示に従うこと。

（５）仕様書、図面に明記がない事項についても本工事完了のため現場の収まり、取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、其々による数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合においては、監督官の指示に従い請負業者側の負担により実施するものとする。

（６）本仕様書上において、標準図の記載のあるものについては、部材の肉厚等基本となる数値は変えてはならないものとするが、機能がその目的に合致するものであれば、その形状、寸法等については多少の相違は差支えないものとする。また、参考図と記載されたものは、大要を示したものであり形状等を拘束するものではないものとする。

（７）本工事において、受注者側の故意または過失によって生じた損傷は、すべて受注者側の負担において復旧する。復旧にあたっては、事象発生後速やかに官側に報告し、官側の指示に従い速やかに復旧するものとする。

（８）工事施工に関する必要な諸手続きは、請負業者において迅速に処理しなければならない。また、この手続きに要する諸費用は請負業者の負担とする。

（９）出入門等については、基地等で定められた所定の手続きを行い、工事実施関係場所以外への無断立入及び写真撮影は禁止する。

（１０）作業実施時間は土曜日、日曜日及び祝祭日を除く０８００から１６４５までを原則とし、時間を超過して作業を実施する場合、又は官側休日に作業を実施する場合においては、事前に監督官と調整のうえ実施すること。

- (1 1) 火気及び火花、熱を発生し出火の可能性のあるもの（ディスクグラインダー・電熱器等）を使用する場合は、火気使用申請書を提出後、消火器等を現場に設置し、火災予防に留意すること。
- (1 2) 特記仕様書で記載されている材料および工法等のうち、商標・商品・メーカー名が記載されているものは、同等品又は同等の工法以上とする。なお、同等とは特記仕様書で指定された材料・工法等よりも優れるか同質のもので、設計仕様を満たすと官側検査官が認定したものを指す。同等品又は同等の工法以上にて応札予定の場合は応札の7日前までにその基本性能を証明する書面又はカタログおよび機能・性能比較表を提出し、規格の適合性について審査を受けること。
- (1 3) 建具類は承認図を監督官へ提出し、承認を得てから製作すること。
- (1 4) 本工事に伴う発生材等は、官側の承認を得て法令に基づき場外搬出のうえ適切に処分すること。ただし、発生材等が有価物と判断され官側に指示された場合は、所定の大きさに切断のうえ、指示された場所へ返納すること。
あわせて所定の書類を作成し、提出すること。
- (1 5) 現場代理人は必ず受注者（元請業者）より選出し常駐させ、監督官との連絡を密にすると共に、施工体系を確立し、且つ工事現場に施工体系図等標識を備え、指定の工事を履行期限まで適切かつ安全に完工すること。
- (1 6) 主任技術者、監理技術者等の配置、専任については、法令に基づき、実施するものとする。
- (1 7) 受注者は本工事において工事従事業者（下請負者）を設定する場合においては、受注者と別に当該工事従事業者より主任技術者を配置させると共に、施工体制台帳他（付帯する書類一式）を作成、工事現場に備え置くとともに、監督官に写しを提出し法令違反の有無等についての点検を受けることとする。なお、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記し、変更に関する事項について作成、提出すること。
- (1 8) 監督官は、工程の管理、工事の立会、施工状況の確認等について、工事請負契約一般条項に基づき、監督業務を行うものとする。
- (1 9) 検査官は、工事材料の規格・数量・品質及び性能等について、工事請負契約一般条項に基づき、検査業務を行うものとする。
- (2 0) 週休2日制工事の実施
 - 対象工事 ○ 対象外工事
 - ア 本工事は、現場閉所により完全週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。
入札時においては、当初の予定価格から対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態（完全週休2日）を前提とし、補正係数を労務費等に乗じるにより工事費を積算する。
契約後、受注者は、工事着手前に完全週休2日の取組を希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組みのものと、契約後に補正係数を変更するものとする。補正係数については、「週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正等について（通知）」（防整第1527号。令和8年1月23日）によるものとする。
 - イ 週休2日の考え方
 - (ア) 完全週休2日（土日）とは、対象期間のすべての週において、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められることをいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月ごとに現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。
通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。
 - (イ) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
 - (ウ) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。
月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。
通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

- (エ) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ウ 受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに「現場閉所実績報告書」を提出するものとする。
- エ 完全週休2日（土日）が達成できない場合において、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

IV 改修建築工事仕様

1 章 仮設工事

● 適用する ○ 適用しない

1 足場その他

[2.2.1]

内部足場 種別 ● 脚立、足場板等 ● 高所作業車等
外部足場 種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 ○ E種
防護シート ○ 設置する 仕様 ()
材料、撤去材等の運搬方法 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 ○ E種

[2.2.1]

足場を設ける場合は、改修標準仕様書 2.2.1(b)によるほか、設置においては「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと

2 既存部分の養生

[2.3.1]

既存部分の養生方法 ○ ビニルシート等 ○ _____
既存家具等の養生方法 ○ ビニルシート等 ○ _____
既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所 ○ 行う ()
固定された備品、机・ロッカー等の移動 ○ 行う (図示)

3 仮設間仕切

[2.3.2]

○ 設ける (下記種別による) ● 設けない

仮設間仕切り等の種別

種別	下地	材 種	充填材	塗装
○ A種	○ 木下地	○ せっこうボード (○ 9.5mm ○)	厚さ mm	○ 片面
○ B種	○ 軽量鉄骨	○ 合板 (○ 9mm ○)		○ 無し
○ C種	○ 単管下地	○ 防災シート		
○ 仮設扉	○ 木製扉	○ 合板張り程度 ○		○ 無し
	○ 鋼製扉	○ 片面フラッシュ程度 ○		○ 有り

充填材 ○ グラスウール (○ 24K ○ 32K ○) ○ _____
塗 装 ○ E P - G ○ E P ○ 図示による

4 監督官事務所等

[2.4.1]

○ 設ける (規模及び仕上げの程度等は、現場説明書による。)
● 設けない

5 工事用水及び工事用電力

● 施工場所の水及び電力を利用できる。 (○ 有償 ● 無償)
○ 施工場所の水及び電力を利用できない。

6 指定仮設

○ 図示及び現場説明書による

V 設備改修工事共通事項

1 共通工事仕様

(1) 耐震・耐風圧施工

ア 耐震措置の施工方法

建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。

イ 設備機器の固定

設備機器の固定にあたっては、地震力及び風圧力により生じる応力に対して人命の安全及び機能の確保が図れているものとし、局部震度法による設計用標準水平震度は、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説の4. 4. 2の1に、風圧力に対する安全性の確保の水準（以下「耐風安全性の水準」という。）は、官庁施設の基本的性能基準第3章第3編3-1-4 3）の技術的事項によるものとし、適用は図示による。

なお、設計用標準水平震度及び耐風安全性の水準は次の各表による。ただし、関係法令等により設計用水平震度が定められている機器類は当該水平震度による。

局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設（Ⅰ・Ⅱ）		一般の施設（Ⅲ）	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

（注）（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設（Ⅰ・Ⅱ）		一般の施設（Ⅲ）	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

耐風安全性の水準

	耐震安全性の分類			
	特定の施設			一般の施設 Ⅲ
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ	
	重要機器	重要機器	一般機器	
風圧力に対する安全性	建築基準法施工令第87条に規定される風圧力の1.3倍の風圧力	建築基準法施工令第87条に規定される風圧力の1.15倍の風圧力	建築基準法施工令第87条に規定される風圧力	建築基準法施工令第87条に規定される風圧力
基準風速				
地表面粗度区分				

注1）※1 ※2 建築基準法施工令第87条第2項及びEの数値を算出する方法並びにVo及び風力係数の数値を定める件（平12年5月建設省告示第1454号）による。

注2）米軍施設における風圧力に対する安全性の確保にあたっては、建築基準法施工令第87条に規定される風圧力による。

ウ その他

（ア）オイルサービスタンクは、重要水槽として扱う。

（イ）アンカーボルト及び機器等の基礎（設備機器に係る別途建築工事で施工する基礎を含む）は、メーカー選定後耐震設計を行い監督官の確認を得て施工すること。

（ウ）米軍施設の耐震措置における局部震度法による設計用標準震度は、建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）の表1. 1-1、耐震クラスBに準ずる。

（エ）屋外（屋上を除く）に設置する機器及び水槽の設計用標準水平震度は、一般施設の一般機器（1階及び地下階）及び一般水槽（1階及び地下階）に準ずるものとし、米軍施設は耐震クラスB（地階及び1階）に準ずる。

ただし、危険物等関係法令の適用を受ける機器等は、適用法令による。

(2) 関連工事

- ア 補強を要する壁及び天井、下地材の切り込み
○ 建築工事 ○ 本工事
- イ 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、構造体の鉄骨を貫通するスリーブ工事
○ 建築工事 ○ 本工事
- ウ スリーブ外径150mmを超える開口部の補強（材工共）
○ 建築工事 ○ 本工事
- エ 壁、床等を貫通するダクトのスリーブの開口部補強
○ 建築工事 ○ 本工事
- オ 改修工事におけるコンクリートのはつり補修工事
（ア）配管等の貫通部の穴あけは、ダイヤモンドカッターによるものとし本工事とする。
（イ）構造壁等を貫通する場合は、鉄筋探査を行うものとする。
（ウ）角型穴開け補修
○ 建築工事 ○ 本工事
（エ）床はつり補修
○ 建築工事 ○ 本工事
- カ 設備機器等の天井点検口
○ 建築工事 ○ 本工事
- キ 設備機器等の位置、壁、天井等の取り合いなどが検討できる施工図、展開図等を監督官に提出し、承諾を得るものとする。

(3) 仮設工事

- ア 監督官事務所
○ 設ける（設置する規模、備品等の種類及び数量は、現場説明書による。）。
● 設けない。
- イ 工事用水及び工事用電力は、現場説明書による。
- ウ 指定仮設
（ア）保安施設等
管路などの掘削箇所には、必要に応じてバリケード、安全灯等を設置する他、道路横断箇所には通行に支障を来たさぬ様、鋼製マット、仮設歩道（手すり共）等を設ける。
（イ）水替え
（ ）の施工にあたっては、必要な水替えを実施するものとする。
工事用潜水ポンプ口径 mm・揚水量 m³/hr、 KWとし、
（○ 作業排水日 ○ 常時排水日）を計上するものとし、別図（特記）による。
また、動力源は、最寄りの（ ○ 商用電源 ○ 発動発電機）とし、別図（特記）による。
（ウ）土留め
（ ）の施工にあたっては、土留工（ ）を行うものとし、施工前に施工計画書を監督官に提出し、監督官の承諾を受けるものとする。土留工の存置日数は（ ）日とする。別図（特記）による。
（エ）樹木の移植、伐開等
別図（特記）による。
（オ）交通誘導員
（ ）人・日を見込むものとする。

(4) 塗装工事

- ア 配管等の塗装
（ア）屋外露出配管及び配電盤類、外灯ポール等の塗装色は設計図及び監督官の指示による。
（イ）内装仕上りのない部分（倉庫及び隊舎等の機械室内）の裸露出配管（白）・（黒）及び裸露出ダクト、屋外マンホール内配管でも、仕上り塗装をする。
- イ 米軍工事における塗料の鉛含有の規制
○ 適用する。（錆止め塗料・パテを含む）
● 適用しない。
指定範囲：見え掛かり及び錆止め塗り施工範囲全て
基準値：塗装仕上がり状態において鉛及び鉛化合物の合計鉛含有量を不揮発性成分の重量比で0.06%以下とする。（以下、基準値以下の塗料を「無鉛塗料」という。）
塗装計画書：無鉛塗料の使用にあたり事前に監督官に提出し、承諾を得るとともに品質の確保に努めること。
対応：下表による。特記なき事項は、標準仕様書の当該事項により行うこと。

品質証明書：塗料種別、色別毎に提出すること。

塗装種別		対応方法
WEP	AE P	市販塗料（JIS K 5663・1種）を用いるが、メーカーによっては鉛を含む色（着色顔料）があるので、その色は使用しない。
VE		市販塗料（JIS K 5582・1種）を用いるが、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。
OP	鉄面	市販塗料（JIS K 5516・1種）を用いるが、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。
	鉄面 亜鉛メッキ面 (内外共)	市販塗料（JIS K 5516）の乾燥剤を改良し、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。また、錆止め塗料には、一般用錆止めペイント（JIS K5621・1種 塗布量 0.11kg/m ³ ）を無鉛化の成分調整を行い、用いる。

- 注記 1 「乾燥剤を改良」とは乾燥剤2種を用い、塗料（仕上り全体）として、鉛及び鉛化合物の合計鉛含有量を不揮発性成分の重量比で0.06%以下にすることである。
- 2 改良及び成分調整により、JIS規格からはずれても支障はない。
- 3 オイルパテは使用しないこと。
- 4 上記以外の塗料を使用する場合は、監督官と協議すること。
- 5 無鉛に成分調整を行った塗料は、発注から納品まで、10日程度を要するので、留意すること。

(5) 土工事等

ア 土工事等（屋外）の仕様書適用区分等は、次による。

- (ア) 構内外線、プレファブ二重管等管路土工事、屋外マンホール、燃料タンク基礎及び防油堤、冷却塔基礎、屋外給汽設備等脚柱基礎、屋外受変電設備基礎（自立盤等含む）、有線通信土工事は、土木工事共通仕様書による。
- (イ) 空調機基礎、配管架台基礎、弁枴・排水枴類、通信鉄塔（支線式鉄骨柱）等基礎は、標準仕様書等による。

イ 掘削

(ア) 本工事で施工する箇所の土質

- 砂（砂）
- 砂質土（砂質土、普通土、砂質ローム）
- 軟岩（軟岩Ⅰ、Ⅱ）
- レキ質土（レキ質土、砂利混じり土）
- 粘性土（粘土、粘性土、シルト質ローム、砂質粘性土、粘性土ローム、火山灰質粘性土、有機質土）
- 岩塊・玉石（岩塊、玉石混じり土、破碎石）

(イ) 復旧状態

- 現状に復旧する。
- 別図（詳細図など）による。

(ウ) 管路等の掘削

事前に既設埋設物の位置、埋設深さ等を次の方法により確認の上、着手するものとする。

- 既設図面
- 既設図面及び探査機（探査範囲及び探査機の仕様は、図示による。）
- 既設図面及び試掘（試掘範囲等は、図示による）

ウ 地中埋設物に対する安全確保

(ア) 小規模な作業を含め、掘削箇所や方法等の内容を施工計画書に記載するとともに、施工にあたり事前に監督官等に提出し、承諾を受けるものとする。また、作業を行う際は、着手前に作業内容や期間等を監督官及び基地関係者に報告する。

(イ) 掘削作業時は、付近に刃先確認者を配置し、安全性の確保に努めるものとする

エ 発生土

(ア) 仮置き

埋め戻し用発生土の仮置き場は次による。

- 付近に集積する。
- 配置図に示す場所（運搬距離：約 _____ k m）に運搬し、集積する。

(イ) 処分

発生土の処分は次による。

- 付近に敷き均しする。
- 配置図に示す場所（運搬距離：約 _____ k m）に運搬し、見映えよく敷き均しする。
- 場外処分

オ 埋め戻し

(ア) 埋め戻し土は、掘削土中の良発生土を使用し、一層仕上がり厚を30cm（路床については20cm）以下とする。

(イ) 不足土材は、

○ 購入土（又は建設汚泥処理土）

○ 配置図に示す場所（運搬距離：約 _____ km）での採取土

○ 他工事からの搬入土

工事名：_____ 流用土：_____ m³（盛土換算）

(ウ) 施工は、特記の有る場合を除き機械施工を標準とする。ただし、構造物周囲においては、構造物を損傷しないよう、かつ締固め不足とならないよう人力等にて入念に行うものとする。

カ アスファルト舗装に於いて乳剤散布は次を標準とする。

種 別	使 用 材 料	散 布 量	備 考
プライムコート	アスファルト乳剤（PK-3）	1.2 Lit/m ²	粒状材料路盤面
タックコート	アスファルト乳剤（PK-3）	0.4 Lit/m ²	アスファルト面

キ コンクリート

圧縮強度などは、次によるものとし、施工に先立ち調合表を監督官に提出する。

但し、少量の場合等は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。

種 別	設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の寸法 (mm)	備 考
鉄筋コンクリート	圧縮 21	8	20 (25)	
無筋コンクリート	圧縮 18	8	20 (25) / (40)	
均しコンクリート	圧縮 18	8	20 (25)	
舗装コンクリート	曲げ 4.5	2.5	40	
舗装コンクリート	曲げ 4.5	6.5	40	
歩道コンクリート	圧縮 18	8	20 (25) / (40)	

注記

1 JIS A 5308レディーミクストコンクリートの標準品とする。

2 無筋コンクリート粗骨材の寸法40mmは、施工部材厚21cm以上の構造物に使用する。

3 セメントはJIS A 5211高炉セメント（B・C種）、JIS R 5213フライアッシュセメント（B・C種）またはJIS R 5214エコセメントを標準とする。

4 均しコンクリートを除くコンクリートの水セメント比は65%以下とする。ただし、舗装コンクリート（曲げコンクリート）の水セメント比は50%以下とする。

ク 芝張

芝張の種別は次による。

○ 高麗芝

○ 野芝

○ 平面張芝工 ○ 全面張（ベタ張） ○ 平面張（目地張） ○ 帯芝張（市松張）

○ 芝の寸法（長さ（ _____ cm 幅（ _____ cm 厚さ（ _____ cm）

ケ 適用条件

○ 人力土工

○ 機械施工（バックホウ等）

○ _____

VI 機械設備工事仕様

標準仕様書等特記事項

※本特記仕様書においての圧力標記は「1MPa=10kgf/cm²」とする。

第1 共通工事

1 配管工事

配管材料の区分

配管名	呼び径	施工区分	使用材料	接合方法
蒸気給気管※1	15-50	1・3	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	溶接※2
	65-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	溶接
蒸気給気管※2	15-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	溶接
蒸気還管	15-50	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管(SCH-40、黒管)	溶接※2
冷却水配管	15-80	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ねじ
		2・4	ポリエチレン被覆銅管(SGP-白)	ねじ
	100-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶接※1
		2・4	ポリエチレン被覆銅管(SGP-白)	溶接※1
冷温水配管	15-80	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)(黒管)	ねじ
	100-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)(黒管)	溶接※1
	65-300	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管(SCH-40、黒管)	溶接
冷媒配管	1/4-2B	1・3	冷媒用銅管	
給水配管	15-80	1・3	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(PA) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(PB) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(VA) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(VB)	ねじ
		2・4	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(PD) 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(VD)	ねじ
	15-50	1・3	水道用硬質塩化ビニル管(VP) 水道用硬質塩化ビニル管(HIVP)	接着剤塗布差込
	100-300	1・3	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管(FPA) フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管(FVA)	フランジ
		2・4	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管(FPD) フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管(FVD)	フランジ
排水及び通気配管	15-150	1・2・3・4	配管用炭素鋼鋼管(白管又は黒管) 排水用ソケットホース塗装鋼管	ねじ
	32-200	1	配管用炭素鋼鋼管(白管) 排水用ソケットホース塗装鋼管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	M D
	30-125	1・2	排水・通気用鉛管	—
	—	2・4	硬質塩化ビニル管(VP) 硬質塩化ビニル管(VU)	接着剤塗布差込
	—	4	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)	接着剤塗布差込
	—	4	排水用リサイクル硬質塩化ビニル管(REP-VU) リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管(RS-VU)	接着剤塗布差込
汚水及び薬品排水配管		1・2・3・4	排水用ソケットホース塗装鋼管	ねじ
		1	排水用ソケットホース塗装鋼管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	M D
		2・4	硬質塩化ビニル管(VP) 硬質塩化ビニル管(VU)	接着剤塗布差込
プロパン配管	15-80	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ねじ
		2・4	ポリエチレン被覆銅管(SGP-黒)	ねじ
	100-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶接※1
		2・4	ポリエチレン被覆銅管(SGP-黒)	溶接※1
水消火配管	15-80	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ねじ※3
		2・4	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(VS)	ねじ
	100-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶接
		2・4	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(VS)	溶接

配管名	呼び径	施工区分	使用材料	接合方法
水（連結送水）及び ハロング化物消火配管	15-80	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管（SCH-40、白管）	ねじ
	100-300	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管（SCH-40、白管）	溶接
不活性ガス消火配管	15-80	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管（SCH-80、白管）	ねじ
	100-300	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管（SCH-80、白管）	溶接
給湯配管※ ³	13-60Su	1・3	一般配管用ステンレス鋼管	拡張式
	75-300Su	1・3	一般配管用ステンレス鋼管	溶接 フランジ
給湯配管※ ⁴	1/2-6B	1・3	銅管（M）	差込
ろ過配管	15-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管（白管）	ねじ
油配管	15-300	1・3	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	溶接
		4	ポリエチレン被覆銅管（SGP-黒）	溶接
燃料配管	15-40	1・3	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	溶接
		4	ポリエチレン被覆銅管（SGP-黒）	溶接
	50-300	1・3	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）	溶接
		4	ポリエチレン被覆銅管（SGP-黒）	溶接

ア 施工区分欄の数字は、以下のとおりとする。

- 1：屋内配管（機械室・便所含む）
- 2：屋内地中配管（機械室・便所含む）
- 3：屋内配管（架空・暗渠内・共同構内）
- 4：地中配管

イ 蒸気給気管欄中 ※1：蒸気圧が0.1MPa未満の場合を示す。

※2：蒸気圧が0.1MPa以上の場合を示す。

ウ 蒸気還管は、還水圧送管を含む。

エ 冷温水配管及びヘッダーの温水温度が55℃を超える場合は、配管用炭素鋼鋼管（黒）を使用する。

オ MD継手は、重力式（自然流下式）以外の配管及び土中埋設部分には使用しない。

カ 屋外排水管及び通気管に硬質ポリ塩化ビニル管を使用する場合は、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管（RF-VP）を使用する。

キ 大便器及び小便器の汚水接続は、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管（RF-VP）を使用する。

ク 洗面器及び手洗器の排水接続は、銅管アダプターを用い鋼管接続とする。

ケ 給湯配管欄中 ※3：水道水中の塩素イオン（Cl⁻）濃度が30ppm以下の自衛隊工事に適用する。

※4：米軍工事又は水道水中の塩素イオン（Cl⁻）濃度が30ppmを超える自衛隊工事に適用する。

〔注：給湯配管を採用するに当たっては、事前に監督官を通じて管理者などから〕

データを入手し、水道水中の塩素イオン（Cl⁻）濃度を確認すること。

コ 一般配管用ステンレス鋼管の仕様については、次のとおりとする。

（ア）一般配管用ステンレス鋼管（JIS G 3448）は、SUS 304 TPDを標準とする。

（イ）壁又は床埋設する場合は、一般配管用ステンレス鋼管の外面に発砲ポリエチレンで被覆したもの（以下、被覆ステンレス管」という。）を使用してよい。（仕様は製造者標準とする。）

なお、被覆ステンレス管を使用する場合は、保温を行わない。

（ウ）宿舍の住戸内ころがし配管に一般配管用ステンレス管を採用する場合は、保温工事を行う。

（エ）鋼管との接続は、絶縁フランジ接合とし、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（施工3）によるものとする。

（オ）取り外す必要のある箇所は、フランジ接合又は拡張式接合（60Su以下）とする。

サ 宿舍の住戸内ころがし配管に銅管を採用する場合は、保温付被覆銅管としてもよい。

シ 宿舍の給水及び給湯管改修工事における各戸内配管は、ポリブデン管又は架橋ポリエチレン管を使用してもよい。屋内露出配管とする場合は、化粧カバーを考慮する。

ス 油配管とは、ボイラー用及び発電機用などユーティリティ関連施設（自動車用給油取扱所を含む。）における附帯給油管をいう。

セ 燃料配管とは、航空機燃料取扱施設及び給油取扱施設等における燃料の取扱いが主目的となる給油管をいう。

ソ 接合方法欄中 ※1：呼び径100Aは、ねじ接合としてもよい。

※2：ねじ接合としてもよい。

※3：呼び径50A以上は、ハウジングとしてもよい。

タ 配管付属品

冷温水及び冷却水配管に取付ける呼び径50以上の弁において、機器廻り配管及びヘッダー元バルブ等については、バタフライ弁を使用しても良い。ただし、管内流速及び使用温度については

- JIS B 2032「ウェハー形ゴムシートパタフライ弁」によるものとする。
- チ 油配管の接合方法等
- (ア) 油配管の接合は、溶接接合を原則とする。
なお、50A以上の配管接合は、突合わせ溶接、40A以下の配管接合は差込溶接とする。
- (イ) タンク接続部、バルブ及び機器類の接続は、フランジ継手（溶接フランジ）を原則とする。
- (ウ) フランジ接合の際のボルトの締め付けは、対角方向に均等に片寄りなく締め付けるものとし、トルクレンチを使用する。
- (エ) ボルトの締め付け力は、JIS B 8265:2003 附属書3（規定）「压力容器のボルトの締めフランジ」によるものとするが、パッキンの種類（使用圧力、厚み、材質、配管内径、締め付け面積等）ごとに固有の基準や特性があるため、製造者に確認するものとする。
- (オ) 圧力試験で確認できないタンク根元バルブ等は、通油試験により確認を行うこと。
- (カ) トラフ内配管についてはポリエチレン被覆鋼管（SGP-黒）とする。
- (キ) フランジ接合箇所は、全て38mm²キャプタイヤコードによるボンドを取り付けること。
- ソ 燃料配管とは、航空機燃料取扱施設及び給油取扱施設等における燃料の取扱いが主目的となる給油管をいう。
- テ 燃料配管における管材に配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、呼び径100以下は鍛接鋼管又は熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管とし、呼び径125以上は、耐溝状腐食電縫鋼管とする。圧力配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、耐溝状腐食電縫鋼管、熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管又は継目無鋼管とする。
- ト プレファブ二重管（1種管）における、管材及び接合は次による。
- (ア) サービス管における管材に配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、呼び径100以下は鍛接鋼管とし、呼び径125以上は耐溝状腐食電縫鋼管とする。圧力配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、継目無配管とする。
- (イ) サービス管は、溶接接合とする。
- ナ 全ての弁において開閉が分かるようにバルブ札を取り付ける。
（屋外バルブ札はワイヤー等の飛散防止対策を施すこと。また、蒸気用バルブ札は金属製等、熱に強いものとする。）
- ニ プール循環ろ過配管の熱交換器廻り配管材質はステンレス鋼管又は耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管とする。
- ヌ 鋼管（M）をコンクリート壁又は床埋設する場合は、外面に発泡断熱材（厚さ14mm以上）で被覆したもの（以下、「保温付被覆鋼管」という。）を使用してもよい。
- ネ 槽等に付属する間接排水口までの配管（排水管、オーバーフロー管、膨張管等）及び補給水管（仕切弁以降）は、それぞれの種別のよるものとする。但し、水槽及び貯湯槽の排水までは槽区分の仕様に準じ、弁以降は排水管による。
- ノ スプリンクラー配管には、クロス継手を使用しても良い。また、重要な建物（部屋）、非常用EVRロビーの天井ヘッド部の巻き出し管は、フレキシブル型継手又は、回転型継手を使用する。
- ハ ステンレス流し等との床上接続配管については、ビニル管（リサイクル管）を使用しても良い。ただし、米軍工事は除く。
- ヒ 空気配管（圧縮空気）は、下記による。
- (ア) 配管材料は、JIS G 3452による白管とする。ただし、1MPaを超えるものについては管種を圧力配管用炭素鋼鋼管 STPG370 Sch40（白）とする。
- (イ) 継手材料は、JIS B 2311、JIS B 2312、JIS B 2313、JIS B 2316、JIS B 2301及びJIS B 2302によるものとし、亜鉛めっきを施したものとする。
- (ウ) 接合方法は、原則として溶接接合とする。ただし、呼び径40A以下はねじ結合としても良い。
- フ 圧力配管用炭素鋼鋼管に使用するねじ込み継手は圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製継手（JPF MP 004）とし、その他の継手は配管の種別に合致したものとし、標準仕様書の当該事項による。
- ヘ 還水圧送管とは、環水ポンプから基地等主要ボイラー室の還水槽までの蒸気環管を示す。
- ホ 土中埋設配管の周囲は砂にて埋め戻しを行う。
- マ 上記以外は、標準仕様書の当該事項による。

2 配管の支持

- (1) 蒸気配管は、アイボルト又は鎖等の吊り金物を使用すること。ただし、低圧（0.1MPa未満）の蒸気配管の吊り金物において、吊り材の長さが300mm以上確保される場合は除く。
- (2) 銅管は、銅管用支持金物を用いて堅固に支持する。
- (3) 固定箇所は、ヤゲン台等を用いて堅固に支持する。
- (4) 見え掛かり部分（機械室、倉庫等は除く）に使用する吊りボルト（棒鋼）などは両端のみにネジを施したものとする。また、床下暗渠内及び多湿箇所は全ネジのステンレス製とする。
- (5) 給湯、蒸気、温水及び冷温水の配管は、管の伸縮を妨げない構造で支持する。

- (6) 屋外露出、多湿箇所の配管及び冷水、冷温水、冷媒（ガス）等の配置は、スリーパー、舟形金物等を用いて、保温外装上から支持する。
- (7) 上記以外は、標準仕様書の当該事項による。

3 スリーブ等

- (1) 配管用スリーブは、本工事に含む。ただし鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、構造体の鉄骨を貫通するスリーブは、別途（建築）工事とする。
- (2) 建物において、スリーブ外径150mmを超えるものについては、開口部を補強するものとし、補強筋（材工共）は、別途建築工事とする。
- (3) 防水施工面を貫通する箇所には、防水用（つば付）スリーブを使用する。ただし、洋風便器と接続する鉛管等は除く。
- (4) 壁、床等を貫通するダクト（保温厚含む）のスリーブ（木枠）は本工事とする。
- (5) 改修工事におけるコンクリートのはつり補修は、次による。
- ・配管及び丸ダクトの穴開けは、ダイヤモンドカッターとし、本工事とする。
 - ・穴開け箇所は事前に鉄筋探索を行う。
 - ・角型穴開け補修 ○ 本工事 ○ 別途工事
 - ・床はつり補修 ○ 本工事 ○ 別途工事
- ※数量については、図面に明記の数量と後日清算を行うこととする。
- (6) 上記以外は、標準仕様書の当該事項による。

4 弁の使用区分は、次表による。

種別	使用区分	仕切弁			玉形弁		逆止弁 (スイング)		バックライ 弁
		JIS 5	JIS10	JIS16	JIS10	JIS16	JIS10	JIS16	
		(JV)	(JV)	(JV)	(JV)	(JV)	(JV)	(JV)	
		kg/cm ²	kg/cm ²	kg/cm ²	kg/cm ²	kg/cm ²	kg/cm ²	kg/cm ²	kg/cm ²
蒸気	蒸気の常用圧力が0.1Mpa以下	●							
	蒸気の常用圧力が0.1Mpaを超え、0.7Mpa（呼び径50A以下は、1Mpa）以下				●		●		
	同上（ドレン弁・テスト弁）	●	●						
	蒸気の常用圧力が0.7Mpa（呼び径50A以下は、1Mpa）を超えるもの				●	●	●	●	
	同上（ドレン弁・テスト弁）		●	●					
	還水圧送管	●					●		
冷却水	管内脈動水圧力が、0.5Mpa以下	●					●		●
	管内脈動水圧力が、0.5Mpaを超えるもの		●				●		50A以上
冷・温水	管内脈動水圧力が、0.5Mpa以下	●			●		●		●
	管内脈動水圧力が、0.5Mpaを超えるもの		●				●		50A以上
油			●				●		
給水	管内静流水圧が0.7Mpa以下	●							
	管内脈動水圧が0.5Mpa以下								
	管内静流水圧が0.7Mpaを超えるもの		●				●		
	管内脈動水圧が0.5Mpaを超えるもの								
	公設水道直結								
排水		●					●		
給湯	管内脈動水圧力が、0.5Mpa以下	●					●		
	管内脈動水圧力が、0.5Mpaを超えるもの		●				●		
消火	水消火配管		●				●		
空気	空気の常用圧力が1Mpa以下				●		●		
	同上（ドレン弁）		●				●		
	空気の常用圧力が1Mpaを超えるもの					●		●	
	同上（ドレン弁）			●					

- (1) 槽類に附属する排水弁等は、それぞれの種別を含むものとする。
- (2) 空気（1.0Mpaを超える）及び蒸気（0.1Mpaを超える）に用いる弁は、J V規格品の黒心可鍛鉄製又は球状黒鉛鍛鉄製のフランジとする。
- (3) 蒸気（0.7Mpaを超える）に用いる弁は、J V規格品のマレアブル鉄又はダクタイル鍛鉄製のフランジ形とする。（常用圧力が1.0Mpaまでは10Kフランジ形としても良い。）
- (4) 油配管に用いる弁は、J I S又はJ V規格品の呼び径40A以下はフランジ形ダクタイル鍛鉄造製又は球状黒鉛鍛鉄製とし、呼び径50A以上はフランジ形鍛鉄製とする。

- (5) 逆止弁はスイング形とする。ただし、揚水・消火・冷却水・冷温水ポンプ廻りに使用する呼び径65A以上はバイパス弁内蔵形とし、全揚程が30mを超える場合は衝撃吸収式とする。
- (6) 上記2)、3)、4)以外に用いる弁は、呼び径50A以下は青銅製ねじ込み形、呼び径65A以上は鋳鉄製フランジ形とする。尚、給水に使用する呼び径50A以下の弁は管端コアを備えたもの(JV規格品)とし、呼び径65A以上の弁はナイロンライニングを施したものとする。また、空気に使用する弁はDISK入とする。
- (7) 給湯に用いる呼び径65A以上の弁は、JV規格品とする。また、ステンレス配管用はステンレス鋼弁とする。
- (8) 冷温水及び冷却水配管に取り付ける呼び径50A以上の弁において、機器廻り配管及びヘッダー元弁等については、バタフライ弁を使用しても良い。ただし、管内流速及び使用温度については、JIS B 2032「ウェハー形ゴムシートバタフライ弁」によるものとする。
- (9) 高圧蒸気配管のダートポケット用ブロー弁及び高圧トラップ装置等の小口径の弁は、マレアップル鉄及びダクタイル鋳鉄製を使用する。
- (10) 上記以外は、標準仕様書の該当事項による。

5 非破壊検査

- (1) 油配管接合部の非破壊検査は、次による。
 - ア 溶接接合部はすべて非破壊検査を行う。
 - イ 突合せ接合部の20%の溶接部に放射線透過検査(X線検査)を行う。
 - ウ その他の突合せ溶接部分及びびずみ肉溶接部(差込溶接部、フランジ溶接部)は、浸透探傷検査を行う。
 - エ 非破壊検査における判断基準は、防衛施設共通仕様書(燃料配管等機械設備工事編)(平成28年版)防衛省整備計画局制定第6編1. 2. 3(4)に準じる。
- (2) 燃料配管及びプレファブ二重管(1種管)は、防衛施設共通仕様書(燃料施設等機械設備工事編)の該当事項による。
- (3) 蒸気配管の溶接接合部については、監督官の指示するところによる。

6 保温の仕様区分

- (1) 屋内露出仕上げ

区 分	自衛隊工事	備 考
屋内露出保温外装	合成樹脂製カバー	

なお、保温外装がガラスクロスの場合の仕様は下表による。

- (2) 空気調和設備工事の保温

区 分		施工箇所	保温の種別		備考
			自衛隊工事	米軍工事	
管 (継手及び弁類を含む)	蒸気管 (0.1Mpa以下)	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ B・(ロ)・Ⅱ	—	
	冷水・冷温水管 (膨張管含む)	屋内露出(一般居室、廊下)	A・(イ)・Ⅲ A・(ロ)・Ⅲ A・(ハ)・Ⅲ	—	
		機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅲ B・(ロ)・Ⅲ B・(ハ)・Ⅲ	—	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C ₁ ・(イ)・Ⅲ C ₁ ・(ロ)・Ⅲ C ₁ ・(ハ)・Ⅲ	—	
		暗渠内(ピット内を含む。)	D ₂ ・(イ)・Ⅲ D ₂ ・(ロ)・Ⅲ D ₂ ・(ハ)・Ⅲ	—	
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E ₃ ・(イ)・Ⅲ E ₃ ・(ロ)・Ⅲ E ₃ ・(ハ)・Ⅲ	—	
	冷水タンク	—	F ₁ ・(イ)・Ⅶ	—	
	冷温水タンク		F ₁ ・(ロ)・Ⅶ		
	冷水ヘッダー		F ₁ ・(ハ)・Ⅶ		
	冷温水ヘッダー				

(3) 給排水設備工事の保温

区 分		施工箇所	保温の種別		備考
			自衛隊工事	米軍工事	
管 (継手及び弁類を含む)	給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	$a_1 \cdot (I) \cdot V$ $a_1 \cdot (II) \cdot V$ $a_1 \cdot (H) \cdot V$	—	
		機械室、書庫、倉庫	$b \cdot (I) \cdot V$ $b \cdot (II) \cdot V$ $b \cdot (H) \cdot V$	—	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	$C_2 \cdot (I) \cdot V$ $C_2 \cdot (II) \cdot V$ $C_2 \cdot (H) \cdot V$	—	
		暗渠内（ピット内を含む。）	$d_2 \cdot (I) \cdot V$ $d_2 \cdot (II) \cdot V$ $d_2 \cdot (H) \cdot V$	—	
		屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	$e_3 \cdot (I) \cdot V$ $e_3 \cdot (II) \cdot V$ $e_3 \cdot (H) \cdot V$	—	
管 (継手及び弁類を含む)	排水管	屋内露出（一般居室、廊下）	$a_1 \cdot (I) \cdot V$ $a_1 \cdot (II) \cdot V$ $a_1 \cdot (H) \cdot V$	—	
		機械室、書庫、倉庫	$b \cdot (I) \cdot V$ $b \cdot (II) \cdot V$ $b \cdot (H) \cdot V$	—	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	$C_2 \cdot (I) \cdot V$ $C_2 \cdot (II) \cdot V$ $C_2 \cdot (H) \cdot V$	—	
		浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	$e_3 \cdot (I) \cdot V$ $e_3 \cdot (II) \cdot V$ $e_3 \cdot (H) \cdot V$	—	
機器	鋼板製タシ	—	$f_1 \cdot (I) \cdot VI$ $f_1 \cdot (II) \cdot VI$ $f_1 \cdot (H) \cdot VI$	—	

- 注：ア パイプシャフト内（軽量壁は除く）で結露のおそれがない排水管は、保温不良とする。
イ 還水圧送管は、プレファブ二重管内を除き保温する。
ウ 空調機用冷媒管（断熱材被覆銅管）の保温は、米軍工事を除き製造者の標準仕様とする。
エ 蒸気配管の保温に使用する粘着テープは、保温外面温度に耐え得る仕様とする。
オ 現場施工の保温材料は、上記のいずれでも使用してよい。
カ 次のダクト及び弁等は、保温を施すこと。
（ア）最上階天井内の断熱材が天井敷き込みの場合の「最上階天井内の空調通りダクト」及び「最上階の天井吊り隠ぺい形ファンコイルユニットの通りダクト」
（イ）機械室内空調通りダクト
（ウ）屋外の煙道
（エ）空調用レターンチャンバー
（オ）暗渠内の給湯管、蒸気管及び温水管の伸縮継手、防振継手、フレキシブルジョイント
キ 被覆ステンレス管を使用する場合は、保温を行わない。
ク 給湯管の保温筒は、使用管材に適した保温筒を使用する。また、保温付被覆銅管を使用する場合は、保温を行わない。
ケ 浴場の天井内は、多湿箇所とする。但し、浴室（小規模）、隊舎等の洗面所・便所及び厨房の天井内は除く。
コ 消火配管の屋外露出部分で配管内が充水される場合は給水管に準じ、保温する。
サ 屋外マンホール内及び厨房の配管・弁の保温は、多湿箇所仕様とする。
シ 排水管のコンクリートパイプシャフト内で結露のおそれが無い場合、保温は不要とする。
ス 米軍工事では、ポリスチレンフォーム保温筒を使用してはならない。
セ グラスウール保温材で施工する場合において防火区画を貫通する箇所の保温材は、ロックウール保温材とし、工事写真により後日確認できるようにするものとする。

ソ 高圧（0.1MPa以上）の蒸気管の保温厚等は次表による。

区分	施工箇所	保温の種類	保温厚さ
蒸気管 (継手・弁類を含む)	0.1Mpa以上 0.6Mpa未満	屋内露出 (一般居室、廊下)	A ₁ ・(イ) A ₁ ・(ロ) 15A～25A : 30mm 32A～65A : 40mm 80A～200A : 50mm 250A以上 : 65mm
		機械室、書庫、 倉庫	B・(イ) B・(ロ) 15A～25A : 30mm 32A～65A : 40mm 80A～200A : 50mm 250A以上 : 65mm
		天井内、パイプ シャフト内及び 空隙壁中	C ₁ ・(イ) C ₂ ・(ロ) 15A～25A : 30mm 32A～65A : 40mm 80A～200A : 50mm 250A以上 : 65mm
		暗渠内 (ピット内を含む)	D・(イ) D・(ロ) 15A～25A : 30mm 32A～65A : 40mm 80A～200A : 50mm 250A以上 : 65mm
		屋外露出及び浴室、 厨房等の多湿箇所	E ₂ ・(イ) E ₂ ・(ロ) 15A～25A : 30mm 32A～65A : 40mm 80A～200A : 50mm 250A以上 : 65mm
	0.6Mpa以上 1.0Mpa未満	屋内露出 (一般居室、廊下)	A _{1,2} ・(イ) A _{1,2} ・(ロ) 15～20A : 30mm 25A～40A : 40mm 50A～125A : 50mm 150A以上 : 65mm
		機械室、書庫、 倉庫	B・(イ) B・(ロ) 15A～25A : 30mm 32A～65A : 40mm 80A～200A : 50mm 250A以上 : 65mm
		天井内、パイプ シャフト内及び 空隙壁中	C ₁ ・(イ) C ₂ ・(ロ) 15A～25A : 30mm 32A～65A : 40mm 80A～200A : 50mm 250A以上 : 65mm
		暗渠内 (ピット内を含む)	D・(イ) D・(ロ) 15A～25A : 30mm 32A～65A : 40mm 80A～200A : 50mm 250A以上 : 65mm
		屋外露出及び浴室、 厨房等の多湿箇所	E ₂ ・(イ) E ₂ ・(ロ) 15A～25A : 30mm 32A～65A : 40mm 80A～200A : 50mm 250A以上 : 65mm

※施工箇所及び保温の種類は屋内露出のみを記載しているが、その他の施工箇所等においても保温厚さは上表により施工する。

タ 屋内及び暗渠内の蒸気管及び温水管の各種装置廻り配管は保温施工する。（蒸気トラップ装置は除く）

チ 空調ドレン配管の保温は、温水配管に準じる。

ツ 浴槽及びプール循環ろ過装置の保温は、温水配管に準じる。

テ 準寒冷地（富士地区）における通気管は、外壁より1mまで保温施工する。

ト 準寒冷地（富士地区）で屋内及び屋外消火用充水槽を設置した場合は保温施工を行う。（蓋も含む）

(4) ダクトの保温

ア 暖房専用ダクトは、空調ダクトに準じ保温を行う。

イ 空調換気扇ダクトの1次側は保温施工を行うこと。

自衛隊工事については、保温付フレキシブルダクトの使用を可とする。

ウ 空調換気扇に使用するダクトは機器等の接続部分のみ保温付フレキシブルダクト（米軍工事不可）としてもよい。（2次側）

- エ 吹出口チャンバーボックスの内貼りは、図面の特記がある場合を除きすべて施工する。
- オ チャンバーボックスとシーリングディフューザー吹出口の接続ダクト（ネック）及びコーン部分は、すべて保温施工とする。
- カ 空調を行っている部屋（天井内を含む）を通る外気取入れダクトは保温施工する。
- キ 準寒冷地（富士地区）における排気用ダクトは、外壁より1mまで保温施工する。
- ク 次のダクト等には、保温を施すこと。
- （ア）最上階天井内の断熱材が天井敷き込みの場合の「最上階天井内の空調廻りダクト」及び「最上階の天吊り隠蔽形ファンコイルユニットの廻りダクト」
- （イ）機械室内空調廻りダクト
- （ウ）屋外の煙道
- （エ）空調用レターンチャンバー
- 注：最上階天井内と最上階（平屋建物含む）天井内の断熱材が天井敷き込みの場合を示す。
- ※その他は、標準仕様書の当該事項による。

7 塗装・防錆の仕様区分

（1）保温外装の塗装

設備区分	塗装箇所		塗料の種類	塗り回数			備考
	機材	状態		下塗り	中塗り	上塗り	
共通工事	保温外装	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、目止め材

- ア 目止め材は、アクリル系水性塗料とする。
- イ 屋内ダクト内面の見え掛かり部分は調合ペイント（黒ツヤ消し）2回塗りとする。
- ウ 屋外給汽配管の支柱の塗装
- （ア）塩害の影響を受ける地域に設置する場合は、溶融亜鉛メッキ仕上げとし、その他の地域は塗装仕上げとする。

（2）配管塗装

設備区分	塗装箇所		塗料の種類	塗り回数			備考
	機材	状態		下塗り	中塗り	上塗り	
共通工事	鋼管（黒）	露出	錆止め	2	—	—	
			アルミニウムペイント	—	1	1	
		隠ぺい	錆止め	2	—	—	

（3）防食措置

共通仕様書2.7.3（1）のうち（ア）～（ウ）のいずれかによる。

8 発生材及び産業廃棄物の処理等

- （1）既設空調冷凍機器類の撤去等に際し、冷媒用のフロンの回収方法及び放出の防止措置は標準仕様書の当該事項による。なお、撤去解体工事の際に既設空調冷凍機器類の設置の有無を確認し、省令第2条による事前確認書を提出のこと。また、フロン類回収が終了後、施行規則第6条の2による引取証明書の写しも提出すること。さらに、フロン類の引き渡しを再委託する場合は、発注者より再委託承諾書の交付を受けその写しと共に法第19条3第2項による委託確認書を再委託先に回付すること。
- [（http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/tebiki/chpt3-14.pdf）](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/tebiki/chpt3-14.pdf)
- （2）特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品に該当する空調機器撤去に際しては、同法に際しては、同法に基づき適正に行うこと。また、「管理票（家電リサイクル法）」を監督官に提出すること。
- （3）発生材の報告数量において、数量根拠を添付すること。
- （4）アスベスト管を撤去する際は、管径毎に長さを計測し数量を監督官へ報告すること。

第2 空気調和設備工事

1 給汽及び暖房設備に使用する蒸気トラップは次による。

施工場所	蒸気圧	種類	使用場所	仕様
屋内、屋外	0.1Mpa以上	衝撃式	中間及び管末トラップ等	フランジ型
	0.1Mpa未満	ベローズ式	中間及び管末トラップ等	放熱器トラップ
機器廻り	—	フリーフロー ト式	ユニットヒーター、貯湯槽 熱交換器、暖房機器等	多量式フランジ型

- 2 常用圧力が0.1Mpa以上の蒸気管のフランジに使用するガスケットは、渦巻き型ガスケット（又は、同等品以上）とする。
- 3 減圧弁装置及び温度調整弁装置は、バイパス管（弁及びフランジを含む）を設置すること。尚、バイパス管の管径は、減圧弁装置の場合一次側の管径の1/2とし、温度調整弁装置の場合は、主管と同径とする。

4 空調（冷水、温水、冷温水、冷却水）に使用する陸上ポンプの軸封装置は、特記ある場合を除きメカニカルシールとする。

5 還水槽はステンレス鋼板製（SUS444）パネルタンクとする。

○ 屋外給汽設備

- (ア) 蒸気の常用圧力 ○ 1.0MPa ○ 0.7MPa ○ MPa
(イ) 配管方式 ○ 架空配管 ○ 地中配管 ○ 暗渠内配管

○ 屋内給汽設備

- (ア) 蒸気の常用圧力 ○ 0.035MPa ○ 0.2MPa ○ 0.5MPa
○ 1.0MPa ● 0.7MPa

○ 蒸気暖房設備

- (ア) 蒸気の常用圧力 ● 0.035MPa ○ 0.2MPa ○ MPa
(イ) 天吊形のファンコンベクターのコントロールスイッチは、複合プレート取付型を使用する。
(ウ) コンベクターの寸法は図示寸法以上とし、図示放熱量に見合ったものとする。
(エ) 機器は転倒及びガタつきが無いように、壁または床に堅固に固定する。

○ 温水暖房設備

- (ア) 温水以外 ○ 70℃ ○ 60℃ ○ 55℃ ○ 50℃
(イ) 上記以外は、上記暖房設備の当該事項に準ずる。

○ 電気暖房設備

- (ア) 電気ヒーター ○ 天吊式 ○ 壁掛式

○ 空調・冷暖房設備

- (ア) 空調・冷暖房方式 ○ 全空気方式（○ パッケージ形空調機 ○ ユニット形空調機）
○ ファンコイルユニット式空調機
○ ファンコイルユニット・ダクト併用方式
○ 個別空調方式（○ セパレート形 ○ マルチ形）
(イ) 機器は、転倒及びガタつきが無いように、壁または床に堅固に固定する。
(ウ) 機器の動力用電気配線（接続を含む）工事は、別途（電気）工事とし、制御盤及び計装工事は本工事とする。
(エ) パッケージ形空調機及び個別空調方式の場合の制御用配線及び冷媒配管は、メーカー標準とする。
(オ) ファンコイルユニットは、流量調整弁（インジケーター付）を取り付ける。
(カ) カセット形ファンコイルユニットの風量分配ダクトの材質は、亜鉛鉄板または自己消火性の樹脂製とする。
(キ) 天吊形のファンコイルユニットのコントロールスイッチは、複合プレート取付型を使用する。
(ク) 空調機器の冷媒は、オゾン破壊係数が0のものを使用する。
(ケ) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に定める整備（現場におけるフロン類の充填又は回収）は、同法の規定に基づき実施すると共に、充填又は回収証明書を監督官に提出すること。

○ 換気設備

- (ア) 壁取付形換気扇のシャッターは、一般形は電気式、圧力形は電動式とする。ただし、防爆型の場合は風圧式とする。
(イ) ウェザーカバー、丸型フード等は、図示を除きメーカー標準のステンレス製（SUS304同等以上）塗装品とする。ウェザーカバーは防虫網、又は防鳥網、丸型フードはガラリ付とする。
(ウ) 屋上扇は、防鳥網及びディスコンスイッチを付属する。
(エ) 天井内及び天井取付換気ファン用の電気配線（接続を含む）工事は、別途（電気）工事設置の直近端子ボックスより本工事とする。
(オ) 換気扇取付用の木枠及び屋上扇取付用架台は、別途（建築）工事とする。
(カ) 厨房の排気フードの吊り金物は、四隅に設け吊り間隔を1,500mm以下とし、堅固に取り付け、吊りボルトの下部には、ステンレス製又は黄銅製クロムメッキ仕上げ袋ナットを取り付ける。
(キ) 外気に接する風道ダクトは、外部に対し雨水の浸入がない程度の下がり勾配又は立ち上がりをつける。
(ク) 厨房排気ダクトは、アングル工法ダクトとし、板厚は次表による。（長方形ダクト）

[単位：mm]

ダクトの長辺	ダクトの板厚	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
450>	0.6以上	0.5以上
451～1200	0.8以上	0.6以上
1201～1800	1.0以上	0.8以上

1801<	1.2以上	0.8以上
-------	-------	-------

(ケ) 浴室及びシャワー室等の多湿排気は、ステンレス製（SUS304）とし、板厚は次表による。
（長方形ダクト） [単位：mm]

板厚	ダクトの長辺		
	低圧ダクト	高圧ダクト1	高圧ダクト2
0.5	750>		
0.6	751～1500	750>	750>
0.8	1501～2200	751～1200	751～1200
1.0	2201<	1200<	1200<

（スパイラルダクト） [単位：mm]

板厚	ダクトの長辺		
	低圧ダクト	高圧ダクト1、2	継手
0.5	600>	300>	
0.6	601～800	301～600	200>
0.8	801～1000	601～800	201～600
1.0		801～1000	601～800
1.2			801～1000

(コ) 厨房排気ダクトは断熱被覆（ロックウール厚さ50mm）を施工する。

○ 自動制御設備

図示による所定の制御を行うものであり、自動制御機器表による機器類の設置及び配管配線工事を施工する。また、機器単体の試験調整及び設備全体の総合調整に合わせ、制御の総合調整を行う。

○ 排煙設備

排煙機用の動力電気配線（接続を含む）工事及び計装工事は、別途（電気）工事とする。但し、リミットスイッチの取付は、本工事とする。

○ ボイラ設備

別図（特記）による他、各設備の当該事項による。

○ 冷凍・冷蔵設備

別図（特記）による。

第3 撤去工事

(ア) 図示の配管及び機器等を撤去するもので、工事実施にあたっては、撤去要領及び工程等について監督官と十分に協議の上、着手すること。

(イ) 撤去後不要になった穴等は、モルタル等にて穴埋めをする。

なお、仕上げは（○ 本工事 ○ 別途（建築）工事）とする。

(ウ) 既設空調冷凍機器類の撤去等の際し、冷媒用フロンの回収方法及び防止措置は標準仕様書の当該事項による。なお、撤去解体工事の際に、既設空調冷凍き類の設置の有無を確認し、省令第2条による事前確認書を提出すること。また、フロン類回収が終了後、施行規則第6条の2による引取証明書の写しも提出すること。さらに、フロン類の引き渡しをを再委託する場合は、発注者より再委託承諾書の交付を受け、その写しと共に法第19条の3第2項による委託確認書を再委託先に回付すること。